

健生食輸発0701第1号
令和7年7月1日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(カナダ産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びに中国産白きくらげ
のイミダクロプリド)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年
6月17日付け健生食輸発0617第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、カナダ産りんごジュースの輸入時の自主検査において食品衛生法違反の事例及
び中国産白きくらげのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例が
あったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業
者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・カナダ産りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用
りんご果汁のパツリン
- ・中国産白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイミダクロプリド

2. 別表第3への追加

- ・カナダ産りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用
りんご果汁のパツリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FILSINGER'S ORGANIC
LTD.」であるものに限る。)
- ・中国産白きくらげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイミダクロプリド(製
造者、製造所、輸出者又は包装者が「YICHENG DASHANHE EDIBLE TECHNOLOGY CO., LTD」
であるものに限る。)